

こども（誰）でも 通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため創設された新たな通園制度です。新たな給付として令和8年4月から全国すべての自治体で実施されます。



★この制度には全ての世代や企業の皆様から拠出いただく子ども・子育て支援金が充てられます。

こども誰でも通園制度のポイント

保育所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満が対象

月10時間の範囲で
時間単位で利用が可能

制度利用の流れ

1

利用認定申請

お住まいの自治体で利用認定申請をしてください。

市町村による認定

2

認定証の受領

3

事前面談予約

施設との事前面談は、つうえんポータルから予約することができます。

4

事前面談

予約した施設で実施します。事前面談後に施設の利用予約をします。

5

施設の利用

町公式ホームページ



「つうえんポータル」は、
こども誰でも通園制度を
利用するための
総合支援システムです。





こども誰でも通園制度を利用すると…



こどもにとって

家庭とは異なる経験や、地域に出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。

年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

保護者にとって



専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

一時的保育事業との違い

項目	こども誰でも通園制度	一時的保育事業
目的	<u>こどものための制度</u> こどもの成長を促すために保育園等へ通園する。	<u>保護者のための制度</u> 就労、冠婚葬祭、休息等のために一時的にお子さんの保育を行う。
対象児童	<u>保育所等へ通っていない</u> <u>0歳6か月～満3歳未満</u> の児童	<u>中山町に住所がある</u> <u>満1歳～小学校就学前</u> の児童
利用限度	月10時間 1時間単位で利用可能	月12日 4時間以下（半日）または 4時間超（1日）単位で利用可能
利用料金	1時間あたり300円 ※減免制度あり	4時間以下（半日）：1,500円 4時間超（1日）：3,000円

こども誰でも通園制度 総合支援システム

「つうえんポータル」とは？

「つうえんポータル」は、こども誰でも通園制度を利用するためのシステムです。スマートフォンでもパソコンでも簡単に操作ができます。



検索

地図や都道府県、キーワードなどから施設を探すことができます。

予約

事前面談も施設利用も、簡単に予約ができます。

利用時間管理

残りの利用可能時間が一目でわかります。

